

◎新潟県選挙管理委員会告示第109号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和6年11月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
魚沼市入広瀬山菜会館 （旧入広瀬山菜会館）	魚沼市大白川389番地 （旧魚沼市大白川新田389番地）	集会室	116.10	令和6年9月2日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
小出郷福祉センター	魚沼市井口新田267番地	ホール	336.00	令和6年9月2日